

【別紙】

(裏面)

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。 2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。 3. 被保険者の資格がなくなったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 <p style="text-align: center;">備 考</p>
--

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> ○○都道府県国民健康保険 限度額適用認定証 </div>											
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日											
記 号		番 号									
世帯主	住 所										
	氏 名		男・女								
対適象者用	氏 名		男・女								
	生年月日	年 月 日									
発効期日		年 月 日									
適用区分											
保険者番号並びに交付者の名称及び印		<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>									

※新たな様式による対応が難しい場合は、平成30年8月～平成31年7月の間に発行するものに限り、従前の様式（様式第一号の八(第二十七条の十四の二関係)）を使用することを可能とする。なお、その場合、従前の様式の注意事項3中、「高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、」及び「、又は世帯主が保険料を滞納したため組合が当該証の返還を求めたとき」の文言を、取消線等を用いて取り消した上で使用すること。
 ※国民健康保険組合における様式（様式第一号の八の二(第二十七条の十四の二関係)）についても、同様の取扱いとする。

